

平成28年度第3回秦野市下水道審議会会議録

日 時	平成28年9月8日（木）午後3時～午後4時35分			
場 所	秦野市上下水道局庁舎2階会議室			
出席委員 ◎会長 ○副会長	◎茂庭 竹生	○三枝 薫	石井 昇	笠原 俊男
	高橋 廣行	多田 嘉之	渡邊 明美	中谷 英子
欠席委員	二宮 豊志	加藤 壮一		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 経営戦略の基本事項等の検討について</p> <p>ア 経営戦略の基本事項（案）</p> <p>イ 公共下水道事業財政計画（案）</p> <p>ウ 下水道使用料の改定（案）</p> <p>(2) 水洗化普及について</p> <p>(3) その他</p> <p>4 閉会</p>			
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第3回秦野市下水道審議会次第 ・下水道事業の経営戦略の基本事項（案）（資料1） ・公共下水道事業財政計画（案1）（資料2-1） ・下水道使用料改定（案1）比較表（資料2-2） ・公共下水道事業財政計画（案2）（資料3-1） ・下水道使用料改定（案2）比較表（資料3-2） ・神奈川県内の下水道使用料水準（一般汚水）との比較（資料4） ・一般家庭における下水道使用料の比較（資料5） ・公共下水道水洗化状況及び今後の進め方について（資料6） 			

※敬称略

平成28年度第3回秦野市下水道審議会

午後3時00分開会

○経営総務課長

それでは、皆様、こんにちは。

本日は足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めます経営総務課長の福井です。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。それから、資料でございますが、事前送付をさせていただきましたものが一部ございますが、本日も同じものを机の上に置かせていただいております。

資料1といたしまして「下水道事業の経営戦略の基本事項（案）」、資料2-1といたしまして「公共下水道事業財政計画（案1）」、資料2-2といたしまして「下水道使用料改定（案1）比較表」、資料3-1といたしまして「公共下水道事業財政計画（案2）」、資料3-2といたしまして「下水道使用料改定（案2）比較表」、資料4といたしまして「神奈川県内の下水道使用料水準（一般汚水）との比較」、資料5といたしまして「一般家庭における下水道使用料の比較」、ここまでが事前送付をさせていただいたものでございます。そして最後に資料6「公共下水道水洗化状況及び今後の進め方について」、以上の9点となります。漏れがございましたら、お申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、前回の審議会で御承認いただきました「下水道審議会の傍聴に関する要領」につきましては、8月23日付けで制定いたしましたので、御報告させていただきます。

それでは、ただいまより、平成28年度第3回秦野市下水道審議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、本日の委員10名のうち8名の御出席をいただいておりますので、秦野市下水道審議会規則第6条第1項の規定に基づきまして、審議会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、次第1、会長からの御挨拶をお願いいたします。

○茂庭竹生会長

どうも本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

台風13号の影響で実は今日の開会は非常に危うかったですけれども、どうか温帯低気圧に変わって、雨も大したことなく、1時間ほど遅らせて、開催をさせていただきました。

今年はなかなか夏になっても台風が発生しなくて、少ないのかと思っていたら、もう13個ですから、平年並みになってきたという感じです。ただ、ルートが例年にないルートですので、普段、台風が行かないところに台風が行っているということで、北海道や東北では大変な被害を出している。水の恐ろしさというか、水をコントロールすることの大事さというのを改めて思い知らされた感じがいたします。

本日は経営戦略の基本事項を主に御検討いただいて、その他、水洗化の普及率の状況等についても議題にさせていただきました。よろしく御審議の程お願いいたします。

○経営総務課長

ありがとうございました。

それでは、議事の進行につきまして、会長にお願いいたします。

○茂庭竹生会長

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

本日の会議録の署名についてですけれども、大変恐れ入りますが、今回は会長の私のほか、笠原委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○笠原俊男委員

承知しました。

○茂庭竹生会長

なお、本日は、傍聴の希望者はおりませんでした。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議事1、経営戦略の基本事項等の検討について、事務局から説明をお願いします。

○経営総務課長

それでは、申し訳ありませんが、着席をさせていただきます。

まず、アの経営戦略の基本事項（案）につきまして、御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

前回の審議会でもとめていただきました考え方に基きまして、経営戦略の基本事項（案）を作成いたしました。

本市の下水道事業を次世代にも引き継いでいくことは、事業の健全経営を持続的に行うことであり、その健全経営に向けての戦略は、補填財源残高の目標、

財政計画における投資と借入れのバランスの方針、万が一の災害等に備え、基金を設置することの3点の基本事項が必要であると考えました。

まず、1、補填財源残高の目標です。

補填財源とは、資本的収支の収入不足額を補填する財源ですが、減価償却による内部留保と収益的収支の純利益により生み出されます。つまり、建設費の投資に対しては、企業債による財源か、この補填財源を必要とします。そのため、健全経営を行っていくには、補填財源を一定額確保しておく必要があると考えたものでございます。

企業会計の解説書では、補填財源残高の目標額について、単年度の使用料収入相当額とするような記載もございました。既に企業会計に移行しております市等に照会いたしましても、特に決めていないというところが大変多くございました。事務局では、万が一の事態で使用料収入がない場合でも、汚水の元利償還金を支出できるだけの額を目標額としたいと考えました。ただし、当分は企業会計に移行したばかりですので、急激に内部留保をためるわけにはいかないと考えまして、平成32年度末は目標額の半額としたいと考えます。平成33年度から平成37年度の汚水の元利償還金の平均額が19億7,000万円ですので、37年度末を20億円といたしまして、32年度末をその半額の10億円としたいと考えたところです。

続いて、2、財政計画における投資と借入れのバランスの方針です。

汚水の整備については、市街化区域をほぼ完了したといっても、建設事業の投資をしなければ、耐震化や施設の老朽化に対する更新もできませんし、結果的には、下水道の施設を次世代に引き継ぐことができなくなると考えています。

しかし、投資をするには財源が必要であり、起債による借入れ、つまり、負債を増やすか、内部留保でためるために下水道使用料を引き上げるかということになります。

前回の下水道審議会の「中長期財政需要見通し」で御説明させていただきましたように、今回策定いたします財政計画の期間である平成28年度から平成37年度までの間は、平成40年度以降の下水道施設の法定耐用年数の到来による大量更新が始まる前の段階であるところです。

この大量更新が始まるということは、投資が増加しますので、財源が多く必要となります。下水道事業は、一般財源がなくとも起債ができますので、内部留保をためなくても投資ができる制度となっております。しかし、平成27年度末の負債総額は約353億円もございます。一般会計の約330億円を超えておりますので、このまま下水道事業を次世代に引き継ぐことは、大きな負債も引き継ぐこととなります。

このことから、事務局では、平成28年度から37年度までの間は、経営基盤を強化する期間と位置付けまして、将来のための適正で効果的な施設更新としての必要な投資は行いますが、40年度以降、大きな投資が必要となる前に負債額をなるべく縮小し、経営基盤の強化に努めること、このことを投資と借入れのバランスの方針としたいと考えたところです。

そのため、負債の水準を平成32年度末に全国平均ではなく、人口規模が近い類似団体の平均の水準にまで軽減し、その軽減は平成37年度まで継続することといたしまして、原則として、29年度以降の汚水の企業債借入額を年間5億円以下としたいと考えました。

次に、3、万が一の災害等に備えて基金を設置することです。

基金は、一定の財政需要の備えとして財源をためるものです。大地震や大事故などの大規模災害など、健全経営の基盤を揺るがす事態に備え、基金を設置したいと考えます。この目標額は、東日本大震災時における国交省の災害査定を受けた案件の1件当たりの決定金額の平均が2億8,500万円ということでしたので、平成37年度に3億円の基金を目標としたいと考えたところです。

この経営戦略の基本事項（案）に基づきまして、前回の審議会資料4の財政推計をもとに、財政計画（案）と下水道使用料改定（案）を2案作成いたしました。その1つの案が資料2-1と2-2、もう一つの案が資料3-1と3-2となります。

まず、資料2-1を御覧ください。

右の四角で囲んだところを御覧ください。下水道使用料の改定につきまして、平成29年度に5%、平成33年度に5%の引き上げの案としております。

上から2段目、財政計画の「収益的収支」の「汚水」、その「下水道使用料改定率」でございますが、29年度と33年度に5%と記載させていただいております。

経営戦略の基本事項では、補填財源残高は、平成32年度末10億円、平成37年度末20億円としておりますので、下から9段目、財政計画の「補填財源残高」の平成32年度末が1億3,500万円、平成37年度末が1億9,800万円となっております。37年度の汚水元利償還金が約18億円でございますので、1億9,800万円で、目的が達成できると考えまして、基本事項の考え方を確保できていると思っております。

続いて、起債借入額を5億円以下とすることと、企業債現在高を平成32年度末に類似団体平均と同水準とすることとでございます。

財政計画の「資本的収支」の「収入」の欄の「汚水」「企業債」の段を御覧ください。平成29年度から平成37年度まで全て5億円以下として設定してお

ります。

下から5段目と6段目の企業債割合と企業債償還額割合でございますが、表の最も右側の「類似平均」がそれぞれ77.1%と6.1%に対して、平成32年度末が72.0%と6.3%、これで類似平均とも同水準になると見込むことができますと考えております。さらに平成37年度末には、平成27年度末の企業債現在高が120億円も減額し、57.0%と5.3%になると見込むことができます。

次に、基金を37年度に3億円でございますけれども、下から8段目、「基金残高」の欄、平成37年度に3億円の設定ができるの見込めます。

続いて、資料3-1を御覧ください。

やはり同じように右の四角で囲んだところでございます。下水道使用料の改定を平成29年度に7%、平成33年度に5%の引き上げとした案でございます。

財政計画の「収益的収支」の「汚水」、「下水道使用料改定率」のところですが、平成29年度に7%、平成33年度に5%と設定しております。

「補填財源残高」の欄でございますが、財政計画の補填財源残高の平成32年度末が12億1,300万円、平成37年度末が24億200万円となります。

次に「起債借入額」でございますが、財政計画の「資本的収支」の「収入」の「汚水」、「企業債」の段でございますが、平成29年度から平成37年度まで5億円以下と設定しております。

また、下から5段目と6段目の「企業債割合」と「企業債償還額割合」でございますが、平成32年度末が71.0%と6.2%ということで、一番右側の類似団体とも同水準になると見込めます。さらに平成37年度末には56.0%と5.2%になります。

次に基金でございますが、「基金残高」の欄の平成37年度に3億円の設定ができます。5%の案と比較いたしますと、補填財源残高が平成32年度末で2億円弱、平成37年度末で4億円強増加することとなります。

再度、資料2-1を御覧ください。

下水道使用料でございますけれども、財政計画の「下水道使用料算定期間」の29から32の小計欄を御覧ください。29年度から32年度までで確保したい下水道使用料収入額は、93億5,600万円となります。33年度から37年度までは、この財政計画の収支を合わせるために33年度に使用料を5%引き上げという計画をしておりますが、今回の下水道使用料の見直しについては、29年度から32年度までの下水道使用料算定期間のみが対象となり

ます。

資料 2-2 を御覧ください。

これは 29 年度から 32 年度までの下水道使用料算定期間で確保したい使用料収入額の 93 億 5,600 万円の確保を目的として、使用料の金額を 5% 引き上げとした案でございます。

本市の下水道使用料体系は、「1 か月の下水道排出量を 4 m³以下」を基本水量としております。この表にあるような 9 つの排出量の区分で、合計 10 区分といたしまして、一般汚水の料金表としております。このほか、現在は本市にございません公衆浴場の料金表と敷地内に汚水をきれいにするための除外施設を設けた場合に公共下水道に接続するという特定汚水の料金表が別でございます。しかし、これらはこの一般汚水の料金表をもとに体系を作っております。

この表の有収水量の算定につきましては、27 年度の排出量区分の実績をもとに、前回の審議会資料 3 の「汚水量推計」の 29 年度から 32 年度までの合計推計量を区分量ごとに按分して算出を行ったものです。この表の構成比の欄でございますが、全体の約 75% の量が第 2 水量区分の月 9 m³以上から第 4 水量区分までの月 50 m³までに入っております。一方、単身世帯と見込まれます基本水量のみは全体の 1.5%、反対に月 3,000 m³超、いわゆる大口使用者でございますが、これが 3.7% の構成割合になっております。

現行の使用料収入では、第 2 から第 4 までの水量区分につきましては、水量が先ほどの 75% に対して、使用料収入額は 64% となっております。一方、大口と多量排出者でございます第 8 と第 9 の水量区分につきましては、全体の 9.7% の量に対して収入は 18% となり、これは本市の逡増度の高さを表しているものと思っております。

前回の平成 25 年 4 月からの改定では、第 1 に改定率を約 11% の引き上げとし、第 2 に、低使用者に配慮いたしました基本料金、これの引き下げとして、基本水量を 8 m³から 4 m³に引き下げたこと、そして第 3 に、大口使用者の過重負担を回避するために、主に第 2 から第 4 までの水量区分、いわゆる中間層の改定率を、それまでの負担率が低かったので、改定率を高めたという改定を行いました。この改定効果については、おおむねその狙いを達成できたことは、第 1 回の審議会で御説明させていただいたとおりです。

現在も経済状況は厳しく、景気は回復基調ということではございますが、地方への効果はまだという政府の見解がございます。本市の下水道使用料につきましては、前回の改定において、問題のある体系の見直しを行い、その効果が認められることから、今回の見直しにおいては、経営戦略を策定して今後の下水道事業の健全経営のための基盤強化を目的としたものとするべきと考えまし

た。そのため、特定の対象を選定するのではなくて、全対象者の階層を公平に、基盤強化の負担を行うべきものと考えたものでございます。

この結果、表の右側の単価改定率でございますが、全区分を5%増とすべきとしました。しかし、料金の賦課を算定するなどの事務処理上、端数処理については今までどおり1円単位を円止め、または5円止めといたしますと、水量区分の改定率は4.3から6.7%とばらつきが生じ、差額も5円から15円ばらつきが生じる結果となっております。

続きまして、資料3-2をお開きください。

29年度から32年度までの使用料算定期間の確保したい収入額を95億3,400万円の確保を目的としたのが、この改定案で7%引き上げの案でございます。

表の右側の「単価改定率」でございますが、全区分を7%増と算定いたしましたが、5%のときと同じように端数処理のため、率としては5.5から9.5%、単価差額は10円から25円のばらつきがございます。

続きまして、資料4を御覧ください。

案1と案2に対する県内の各市との比較表となります。この表では、市ごとによって水量区分が異なりまして、比較については若干見にくいと考えるので、続いて資料5を御覧ください。

一月20m³の排出量を一般家庭と定義いたしまして、県内の他市と比較したものでございます。

下水道使用料は、現行では15位でございますが、案1と案2とも19市中17位となり、上から3番目です。水道料金と合わせた場合、現行は2位ですが、案1は19市中5位で下から5番目、案2は19市中6位で下から6番目となります。

今回、案1と案2についてを事務局から提出させていただきましたが、下水道使用料収入額は改定を1%引き上げた場合、約2,000万円の増収となります。このため、例えば4%の改定率ということになれば、案1よりも年2,000万円の減収となり、6%はその反対となるとお考えください。

健全経営という目的を考えますと、案1の5%の案より、案2の7%の案の方がいいという結果になりますが、案1でも経営戦略の基本事項の案をおおむね達成することができる見通しであるということや、今年度、水道料金を15%引き上げていること、また、消費税の税率の引き上げが見送られたという経済情勢を考えまして、事務局としては案1を案としたいと考えております。

説明は以上でございます。

○茂庭竹生会長

ありがとうございます。

一気に説明いただきましたので、わかりにくかった点もあるかもしれませんが、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

いきなり全体としてもあれですから、まず資料1の目標についてはいかがでしょうか。御質問がありましたら、お受けいたします。基本事項、資料1ですが、いかがでしょうか。

前回も少し議論をさせていただいたんですけれども、基本ベースになっているのは、今日御議論いただくのは主に32年度末のことで御議論いただくことになりますけれども、補填財源残高を10億円、本当は20億にしたいんですけども、半分の10億円でどうだろうということ。それから、借入れのバランス、現在は350億を超える借入れが既にあるわけですけれども、これを年間5億円以下ということで財政の健全化を図りたい。

それと災害に対する基金ですが、これは37年度末になりますけれども、ここで3億円を何とか確保しておきたいということベースにして、料金の改定の具体的な案について御提示をいただいております。いかがでしょうか。

○笠原俊男委員

補填財源残高の目標額ですけれども、これは一応、万が一の場合、その根拠ですが、地震がない場合でも支出が必要だから、それを根拠にしているんですが、こういう形で設定しているところというのは結構あるのですか。その辺の、万が一の場合でそれが払えるように、それを目標額にするという、その辺の根拠というのはどうなっているのですか。

あともう一つ、ちょっと趣旨が違うのかもしれないですけれども、水道料金なんていうのは資産維持費みたいな概念がありますよね。下水道の使用料の基本的考え方でそういう講演を聞いたときも、今年度にそういう概念を入れようという動きもあるので、むしろそういうところから目標額を根拠付けた方がいいんじゃないかなと、そんな感じもちょっとありますけど、その辺の目標額の根拠の理論付けというのをしておかなきゃいけないのかなという感じがしているのですけど。

○茂庭竹生会長

どうぞ。

○経営総務課長

まず、目標額を汚水の元利償還金という形で設定しているところの団体というのは、特に聞いたことはございません。といいますのは、先ほども御説明したように、補填財源残高の目標額を設定していること自身がほとんど聞いたこ

とがないです。先例としているところも調べさせていただいたのですが。つまり、今の下水道事業というのは、一般財源がなく建設事業が行えるという制度ですので、内部留保をためなくてもきちんとした投資ができるという形になっております。そういう中では、何もためる目標額というのは設定しなくても経営ができると考えていらっしゃるのではないかと考えます。

しかし、それでは次の世代にきちんと引き継げる健全経営をしていくということは、やはりなかなか難しいのではないかと。そういったことから、この補填財源残高という形で自己資金の目標額を設定していくという考え方が必要であろうと考えたわけですが、現在、私どもの方の企業会計で行っております水道事業については、経営戦略について昨年度策定させていただきました。この考え方も補填財源残高の目標額をやはり元利償還金相当額と設定しております。この考え方が実例としては、秦野市の水道事業があるということがあると思います。

それから、資産維持費の考え方ですが、料金の算定を総括原価方式として考えた場合、資産維持費について何%かという考え方は出てくるかとは思いますが、現在、収支の方の不足額を目標額と置いた形での料金の方の算定方法という形で考えておりますので、資産維持費の考え方をとらなくてもいいのではないかと考えております。

それよりも、やはり何かしらの不測の事態が生じたときに、起債の方の元利償還金というのは支払い義務が生じる。この支払い義務について、たとえ収入がなくなったとしてもきちんと払えるような形、これは解説書の中でございましたが、補填財源残高の目標額を使用料相当額ということの考え方からすると、義務的な支払いに対応できる金額を自己財源として持っておく、この辺を目標としてはいいのではないかと考えたところです。

以上です。

○茂庭竹生会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○三枝薫副会長

御質問ですけど、最後の災害基金で施設復旧費が1件当たり2億というお話がありましたが、それは1件の災害査定を受けられる、1件ごとの認められた額が、いろいろな規模があると思うんですね、一応査定される範囲の中では、というのでは、その辺の規模的なものと秦野市さんが想定し得る。例えばこの区間のポンプ場がアウトだとか、この区間のこの距離が非常に軟弱地盤のところに入っているだとか、そういったものも含めて、ある程度、災害の規模を想

定されたうえでというのか。まだそこまでは何が起こるかわからない、だったら、まずは今回、東北の方であった事例で1件当たりの災害復旧認定額を入れると、その辺のお考えは。

○茂庭竹生会長

どうぞ。

○経営総務課長

下水道事業においての大規模災害ということでは、何年か前の鶴巻中継ポンプ場の水没という事故がございました。やはり私どもの方で一番心配な施設というのは、基幹施設でございます処理場、それから、これらの中継ポンプ場ということになるんですけれども、これらの施設が万が一の災害に遭ったときに、どれだけの費用が掛かるかという、これはちょっと相当大的な金額になるということしか想定ができません。

それから、管きよのところでも万が一の災害があったという中では、なかなか想定できないところがございます。水道の方では、10年ほど前に小田原の駅前で水道管が大きな破裂を起こして、地上何メートルまで水道が吹き上げた事例があります。このとき復旧に大体3億のお金がかかったということの事例から、やはり本市の水道事業では、3億7,000万円ほど水道事業基金をためております。これで足りるかという、実際には何とも言えない。そうすると、どこを目標額としてベースと考えるかといったときに、まだ企業会計になって今年が1年目です。そして、余裕の財源がない中で目標額と置くのは、まずは東北地震の中での1件の査定となった、1件ですから、これでは非常に少ないということはあるのですけれども、これを参考にして、まずはこの目標と。そして、健全経営を続ける中で純利益を生み出して、補填財源が出てきたら、その中からきちんと基金の積み立てが行えるようにしていきたい。ただ、そのためには、まずは目標額を決めて、まず最初の1つ目の目標をクリアしてからだということから、3億円というのを算定したところです。

以上です。

○三枝薫副会長

ありがとうございました。

○茂庭竹生会長

この問題は企業会計化したことではっきりしてきたんですけれども、大体、今まで他都市の例を見ていますと、いろんな考え方はあるんですが、補填財源として必要な額、これが妥当かどうかはまた議論することですが、年間の使用料収入の約半分程度、ここでいいますと25億ぐらいですから、10億ちょっとぐらいが回転資金として、補填財源として持っているのが妥当かなという気

がいたします。本来なら1年分がいいですけどね。

○高橋廣行委員

私は1件3億円という意味がちょっとわからなかったんですよ。多分、今、先生が言われましたように、3億円あってもあまり役に立たないんじゃないか、もうちょっとあってもいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけどね。

○茂庭竹生会長

思います。これは多ければ多いに越したことはないんですけどね。

○高橋廣行委員

そうですね。

○茂庭竹生会長

ただ、ゼロというのはいかにも不安ですね、間違いなく。現実には秦野でもポンプ場が水没していますから、あのときはどのぐらい費用がかかったのですか。

○上下水道局長

8, 000万から1億の間ぐらいだったと思います。

○茂庭竹生会長

あれは国の補助を受けたのですか。

○上下水道局長

はい。災害復旧で国から補助金をいただきました。

○茂庭竹生会長

それを除いて8, 000万。

○上下水道局長

含めてです。ただ、その後、3年ぐらいかけて増強といいますか、災害復旧はあくまでも従前に復旧させるだけなので、電源を二重にしたりとかプラスアルファのことをやっていますので、全部足すと1億ちょっと超えるかもしれない。

○茂庭竹生会長

3億あれば、あの程度の事故であれば何とか回復できると、あるいはもうちょっと大きな事故でも大丈夫だということですね。

秦野の場合には、幸いにして汚水のポンプ場はあれだけですからね、大きなものは。あとは小さなポンプ場で。非常に有利ですね。水道と違って下水の場合は止めることができないですね。故障してもとにかく水を流さなきゃいけないので、そういうつらさがどうしてもある。トイレ使わないでくれといっても、なかなか言うことを聞いてくれないですからね。

○高橋廣行委員

この間みたいに災害で水を止めるだけじゃ済まないところもありますからね。

○茂庭竹生会長

水道はある意味止めて、給水車で急場はしのげますけれども、下水はそうはいかないですもんね。

○笠原俊男委員

1つだけちょっと。

○茂庭竹生会長

はい。

○笠原俊男委員

ほんと純粋な質問みたいな話ですけども、先ほど平成40年度以降、大量更新の時代が来るという話がありましたが、多分、秦野市さんも平成10年代とかかなりピークがあると思うんです。そういうのがばさっと来たときに、多分それが、そこまでの補助費が付くかという議論は当然出てくると思うんですよ、今の国の財政状況からすると。

ですから、先ほどの補填財源の概念のときに、そういう大量更新が来たときに、何か積み立てるような概念というのはいり得ないでしょうか。ちょっとその辺が、私、うちの流域でも将来大変なことになる危険性があるなど心配をしているところがあるんです。多分、当時、何百億も投資したのが、そんな補助がもらえる環境にないですし、改築更新といっても基本的には修理で賄うという前提で考えると、補助費がそこまで付く可能性がないので、そう考えると、補填財源の意味合いつてどういうふうに考えたらいいかというのは、私自身もいろいろ考えているんですけど、その辺は。

○茂庭竹生会長

お願いします。

○経営総務課長

やはり内部でも相当検討したところで、補填財源という形で自主財源をためて、平成40年度の更新まで一定の積み立てを行っていくということもあるんじゃないかと。ということだと、もう少し40年度に積み立てて、ためておくべきお金を目標として、補填財源の目標額を設定していくという考え方もあるのではないかという話をしていたのですが、しかし、やはり、今の現状の制度の中では、起債もきちんと100%充当ですし、国庫である交付金についても、少しずつ少なくはなっていますが、やはりきちんと国の方もお金を付けていたださっていると。

そういう制度が今ある中で、市民の皆さんにその制度がどうなるかわからないから、内部留保をもっと積み立てていきますという形で、今、財政計画の考え方として決めるべき段階ではまだないのかなと考えたものです。

今はやはり、その前までに負債の体質をなるべく軽くして、そして健全経営できる基盤を整備しておいて、そして、ある程度、国の考え方なり、制度の枠組みが変わる方針が出たら、この基本事項の考え方をもう一度そこで見直していくという形の考え方の方がいいのではないかと考えたところです。

○笠原俊男委員

わかりました。

○茂庭竹生会長

何か難しい問題ですね。本来であれば、償却したものは積み立てに回るのが正しいのでしょうかけれども、それをやると年間20億ぐらい、これを見ると小計が20億超えています。とんでもない状況、今の状況の倍にしないと追いつかないという話になります。そうすれば更新は可能なのでしょうかけれどもね。国もまだこれ方針は定まっていないと思います。

○三枝薫副会長

先ほど笠原委員から出た資産維持費というのも新たに必要だということは皆さんが理解しているんだけど、なかなか使用料改定というハードルにはすぐには対応できないだろうというところがありますからね。

現場的なことで話をさせていただくと、まさに下水道事業を自立して、持続可能なものにしていこうという大きな目標があってという意見を踏まえれば、今日お見せいただいた基本事項（案）というのは、ある意味、適正で妥当なものなのかなということは感じます。

ただ、要望として、先ほども事務局から話が出ましたけど、企業会計を導入して1年たつということで、これからこういった目標に向かって下水道事業というものを運営していくうえで、企業会計を導入した経営、いわゆる経営改善とかいろんな企業努力も含めて、そういったものを少しでも早く軌道に乗せていただきたい。そういった努力を是非お願いしたいということと、ある意味、3年なり、5年なり、まだ1年目ですが、期間がたって、それなりに相応の経験とか実績とか、経営上の実績の蓄積が出てきた段階でこうしたもの、そうしたものを踏まえながら、改めてこういった基本事項というものは必要に応じて見直していくことも大事なのかなと感じますので、その辺、是非よろしく願いしたいと思います。

まさに先ほど言った資産の維持費なんていうものの考え方というところから、国の方でもいろんな議論がされているので、そういったものがやがて表に出てくる時期も、3年、5年たてば出てくる、もっと早い段階で出てくると思われるので。

○茂庭竹生会長

そういった意味では、おそらく現有施設よりもいいというか、丈夫な施設にするという理由がないとね。例えば耐震化とか、そういうことで補助金を付ける、水道なんかは耐震化に対する補助を付けるようにしていますけれども、そういうことがないと、今のと同じものに更新するのは内部でやりなさいという話じゃないかと思います。付加価値を付けてという、そんな感じですかね。

国としても、おそらく各都市の建設のピークがほとんど同じ時に重なっていますから、一斉に老朽化が始まるわけですね。人間だけじゃなくて、施設も高齢化していくわけですね。

ほかにいかがでしょうか。改定率5%から15%があるのと、もう一つの3の資料の案を見せていただいたんですが、これで全体の額はわかるんですけども、各家庭の負担はどのぐらいの増になるかという表は作っていないのですか。

○経営総務課長

はい。資料2-2と資料3-2を開いていただきたいんですが、2-2の左下に排水量別使用料増減比較という表がございます。先ほど、資料5で一般家庭という言葉を使わせていただきました。1か月の下水排出量が20m³、これが各市平均的だということで、各市の比較で使われることが多いんですけども、仮に20m³といたしますと、現行と5%改定案ですと、一月の税抜き金額の差額が95円、二月ですとこの倍だと。7%になりますと、同じところがございますが、差額が税抜きで185円ですね。負担増としては、この金額という形で見ていただければと思います。

○茂庭竹生会長

わかりました。

数字の丸めの関係で5と7以上に開いていますね、この金額は。

○経営総務課長

そうですね。

○茂庭竹生会長 一月当たり標準家庭で100円弱の値上がりということですよ。よろしいでしょうか。

○石井昇委員

ちょっとよろしいですか。

○茂庭竹生会長

はい。

○石井昇委員

先ほどの説明では、平均的な家庭というのは第2水量区分に入ること

なんですが、構成比の中でいうと、その次の21から30の方が多いのですが、これは有収水量で構成比を出しているのですか、戸数ですか、どうなんですか。

○経営総務課長

これは有収水量となります。

○石井昇委員

有収水量で計算しているからこういうふうに。

○経営総務課長

月排水量20m³が一般的だということは、全国的な水準の中でなんですけれども、秦野市の水道の方では標準家庭という定義をして、こちらは一月30m³という形を申し上げております。水道と下水道という差はございますが、秦野市においては標準的な家庭とすると、第3水量区分に入っているところの方が平均的であることは想定ができると思います。

○石井昇委員

すいません、ちょっと引き続きよろしいですか。

○茂庭竹生会長

はい。

○石井昇委員

使用料は改定をされてくると、このような県下の水道使用量水準という、資料4です。これらで例えば平均的な16から20という排水量でずっと追っていくと、秦野市はかなり、これはむしろ高い方の順位になっているんでしょうか。そういう中でもう一つの資料5、これによると、秦野市の順位はこうだということが、5%の場合に第5位になって、7%で第6位だという説明ですが、それでこれの表と符合しているのでしょうか。

○経営総務課長

それでは、よろしいですか。

○茂庭竹生会長

はい。

○経営総務課長

5位、6位となっているのは、水道料金と合わせた順位になります。

下水道使用料は、まさしく、今、石井委員が言われたように、秦野市は県内では高い方になります。そのため、現行の下水道使用料であっても、資料5ですけれども、この20m³平均でも19市中15位、つまり、上から4番目、高い方の部類になります。さらに、現行を5%改定、7%改定とすると、17というのは19市中17番目の高さという形です。

ですから、今、石井委員がおっしゃられたように、資料4でいくと比較的高

いのではないかというのは、まさしく高いということになります。これはやはり私どもは、単独公共下水道ということで終末処理場を持っておりますので、流域下水道の各市よりも非常にコストが掛かりますので、使用料水準を高く設定させていただいている。つまり、それだけお金が掛かるということになります。

○石井昇委員

はい、わかりました。

○茂庭竹生会長

ほかに何か。はい、どうぞ。

○石井昇委員

ちょっと意見といいますか、この資料2-2でいいますと、第3水量区分で、今、秦野市はそこいらで考えているというお話ですが、そこでいうところの5%改定をしますと、現行が今、22億1,345万2,000円ですね。で、これを改定しますと23億2,882万5,000円ということで、その差違は1億1,537万3,000円ということで、このところがかなり背負うとか、そういうふうを考えられます。

ただ、今、提案されていた今後の健全な運営をしていくための目標が3点ということで考えられています。大変重要なことだと思うんですね。

ですから、こういったところにたくさんの負担はありますけれども、それはここでもし皆さんと一緒にいいよということで出発をしていくということになれば、市民の十分な理解を得られるような、そんなことを是非してほしいなと思いますね。健全な運営のことを考えて、こうせざるを得ないということで、十分な理解を得られるようなことを是非進めてほしいと思います。以上です。

○茂庭竹生会長

非常に重要な御指摘で、値上げをしたら、必ずなぜこれだけの値上げをしなきゃいけないのか、この値上げをすることによってどういう効果が見込めるのか、それは十分市民に時間をかけて御説明いただきたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

いろいろ御議論いただいたのですが、まず、資料1に記載してあります経営戦略の基本事項について、特に御意見がなければ、事務局の方でまとめていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、皆様の御了解が得られましたので、基本事項については原案どおりお決めいただくということにいたします。

それから、財政計画(案)について、資料2と資料3の2案、5%案と7%案が御提示されました。事務局としては、資料2の方の案で行きたいというこ

とでよろしいですかね。

○経営総務課長

はい。

○茂庭竹生会長

5%の改定率で、とりあえず32年まで5%の改定を行う。さらに、その後も5%の改定を行えば、基本事項の設定した目標数値に、ちょっと足りないですけれども、届くだろうということで御提案がありました。基本的にこの審議会としては5%改定案をベースとして答申の骨子にしていきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

それでは、5%の改定で今後事務的な作業を進めていただきたいと思います。

続いて、議事2の水洗化普及について、事務局から説明をお願いいたします。

○営業課長

営業課長の田中と申します。私から水洗化普及について御説明をさせていただきます。座って失礼させていただきます。

まず、今回、この水洗化普及についてという議事を挙げさせていただきましたのは、前回、平成25年度の下水道使用料改定に当たりまして、当時、審議会の答申書の中で、公共下水道処理区域内における使用料収入の確保や区域内の住民間における公平性などの観点から、供用開始後は速やかに公共下水道に接続されるよう普及促進に一層努める必要があると考えますという御意見をいただいておりますので、今回、公共下水道水洗化の状況及び水洗化普及の課題点、その進め方について御説明させていただくものでございます。

それでは、資料6の「公共下水道水洗化状況及び今後の進め方について」という資料を御覧いただきたいと思います。

まず初めに、1の公共下水道水洗化状況（各年度末）という表でございますが、この表は処理区別、年度別になっております。項目としては、処理区域内人口、水洗化人口、未水洗化人口及び水洗化率となっております。

年度は、平成25年度から27年度、それぞれの人口の右側の数値は、前年度と比べた増減の値となっております。

なお、人口は住民基本台帳に基づくものとなっております。

まず、一番上の中央処理区についてですが、この処理区域内の人口というのは、全体の約74%を占めております。水洗化率ですが、一番右側、24から27年度まで、大体92%台で推移しております。毎年0.1ポイント程度下がっている傾向になっております。

次に、その下の西部処理区、これにつきましては、処理区域内の人口は全体の約3%となっております。水洗化率ですが、一番右側、大体おおむね74%

から76%ということで、26年度までは上昇しておりますが、27年度は下がっているという状況になっております。

その下、3番目の大根鶴巻処理区ですが、この処理区域内人口は全体の約23%、水洗化率ですが、83%台から84%台で、ここでは毎年少しずつ上がっております。

最後に、一番下の計のところですが、全体になりますが、水洗化率は、26年度まで90.0%で横ばい、27年度は0.1ポイント、若干ですが上がりました。

したがって、10%に当たる約1万4,000人程度、約6,000世帯が未水洗化、公共下水道の処理区域内にあるんですけども、つないでいないという状況になっております。

合計のところで見させていただきますと、平成24年度から27年度の4年間で処理区域内の人口は、3,420人増加しております。

一方、公共下水道につながった水洗化の人口は、3,299人増加ということで、処理区域内人口の増加分の大体96.5%、これが水洗化人口の増加となっております。

人口の数値だけで見ますと、毎年度、処理区域が広がっておりますので、その分人口が増加しているんですけども、大体ほぼその年度内に新たに発生した増加分の水洗化はされているのではないかと。つまり、公共下水道に接続されているのではないかとという状況も考えられると見ています。

そういった意味では、今現在、いわゆる普及促進の取組み、その結果は、それなりの成果を上げている部分があるのではないかと考えております。

しかしながら、処理区域内人口の増加を上回る水洗化人口の増加がありませんと、水洗化率としては上がっていきませんので、今後は市街化区域内の汚水の整備がおおむね完了して、処理区域内人口の伸びが今後は減少していくという中で、過去から、今まで公共下水道につないでいないという未水洗化世帯に対して、いかに普及促進を図っていくかということが課題になってくるのではないかと考えております。

次に、2番目の水洗化できない理由についてですが、平成27年度と26年度の水洗化普及員、2名おるんですが、その訪問活動の結果から、このような表に取りまとめてみました。水洗化できない理由を件数が多い順に挙げていきます。

訪問件数につきましては、表の欄外が一番下の米印、水洗化普及員が平成27年度に訪問した件数が3,140件、26年度は2,722件という形になっています。このうち未接続の理由の回答が得られたものにつきまして、こ

の表の順位の1から10までという形で整理しております。

それで、一番下の枠ですが、留守というのがございます。これが平成27年度は2,222件、26年度は1,989件でございました。訪問しても留守で会うことができない、お話ができないといった状況です。訪問件数全体の約7割に上っております。

水洗化できない理由としましては、順位1番目、2番目、3番目の件数が多いところがございますが、1番目の経済的理由というところにつきましては、訪問で聞き取った中では、資金が足りない、高齢者で年金生活をしているからなかなか難しい、あるいは工事費が高額だということで、経済的に追いついていかないという理由を答えている方が一番多いという状況になっております。

2番目が空き家、入院等により長期不在ということで、これについては、実際にもう空き家になっている、あるいは調べたところ、入院して長期で空き家になっているという状況になっています。

3番目が、家屋が老朽化していて、現状のまま今後手を加えるつもりがないということで、浄化槽を撤去して下水につなぐという考えがないという方が3番目に多いという状況です。

その後、4番目以降10番目まで、そこに記載のとおり理由で水洗化ができていないということです。

それから、10番目の下の接続予定なしというところが27年度は130件あったんですが、26年度は314件ございましたが、これについては、訪問する中で、なかなか理由まで聞き取れなかったというものです。

その下の工事店依頼済み、依頼予定、依頼検討中というのが27年度は124件ありました。これは近々公共下水道につながっていくんだと思っております。

この理由をざっと眺めてみますと、例えば順位の2番、3番、4番、9番、10番、この当たりについては、なかなか何度訪問しても接続が難しい状況なのかなという捉え方をしております。

一方、1番、6番、7番、8番につきましては、普及活動をもっと強化して、接続していってもらう方向にしていく必要があるかと、可能性があるんじゃないかなと考えているところでございます。

水洗化できない理由というのは、大体そのようなところで今のところ整理をしております。

次に、右側のページに移っていただきまして、3の水洗化普及促進実績についてでございますが、(1)の水洗化普及訪問件数、これは年度別の訪問件数、訪問日数となっております。

表の下の欄外の米印に記載のとおり、20年以上前から水洗化普及員2名での普及活動を行っております。この水洗化普及員というのは、市の特定職員、非常勤職員ですね。土日を含んで週4日の勤務という状況になっています。この2人がペアで毎日訪問をして普及促進活動を行っているということです。

そのほかに、備考に記載しましたとおり、職員による訪問や休日訪問なども行ったりして、何とかお会いして話ができるように、できる限り努力をしてくているところでございます。

大体1日の訪問件数は、20件から30件程度という形になっております。

その下の(2)の水洗化普及訪問による接続実績ということですが、これは排水設備確認申請件数ということで、申請件数のベースですけれども、排水設備確認申請というのは、公共下水道につながるための宅内での工事の申請というところになります。これは各年度別の接続申請件数のところに記載している数字、これが、申請があったうち、水洗化普及員が今まで過去を含めて1回以上訪問実績があるというものの件数でございます。

平成27年度は1,100件申請があったうち、水洗化普及員が1回以上訪問しているというのが291件、これは申請ですので、申請の後工事をやって、公共下水道につながってきているという形になります。

一番下がその接続割合ですけれども、大体35.6%から平成27年度は26.5%というところで、4年間では若干下がりがみになっております。

なお、この申請件数については、一般の住宅以外に店舗等も含まれております。訪問によって接続したのかどうかというのは、はっきりつかめないところはありますけれども、普及促進の効果も含まれているのではないかと考えております。

以上のことを踏まえまして、次の4番目の今後の水洗化普及促進の進め方でございますが、まず目標でございます。平成32年度に水洗化率を94.8%と設定をいたしました。これは秦野市総合計画後期基本計画で目標としている数字でございます。

その下が処理区域内人口と水洗化人口の推計値になっております。

この目標に向かって進めていく、努力していくということになるんですけれども、まず、現状の課題ということで、主にそこに3点ほど記載をさせていただきました。

①として、公共下水道を整備した翌年度から処理開始を行い、その初年度から3年間は毎年訪問して、その後はおよそ2年に1回訪問ということで、会えないケースが多いというのが実情でございます。そのため、訪問の頻度を高めたり、あるいは時間帯をもっと工夫したりということで、会うための方法をも

う少し工夫して考える必要があるかなということですが。

2番目として、公共下水道への未接続者については、現在、紙ベースの未水洗化家屋台帳で管理しております。これには処理開始年度、処理区域、家屋の所在地・築年数、便所の種類、持ち家・借家・アパートの別、未水洗化理由など、そういった情報が記載されておるんですが、これらはなかなか全体として整理・分析することができていないのが実情でございます。そのため、より効率的、効果的な水洗化普及業務を行っていききたいということでは、台帳をデータ化することが必要ではないかということでございます。

3番目として、これは、今2番目の情報を整理・分析ということにもつながっているんですが、水洗化率、これは住民基本台帳人口により算出されておりますので、店舗や事業所、あるいは住民登録がない人の人口というのは反映されておりません。そのために、実際的水洗化普及状況、あるいは水洗化普及業務の成果というものを把握するに当たっては、家屋の接続率、何戸つながっていて、何戸未接続なのか、人口ではなくて、そういう指標を取り入れて、そういうものを見ながら普及促進業務を引っ張っていく必要があるものでございます。

これらの課題を見ながら、今後の進め方のポイントとしましては、そこに3つ記載のとおり、1つ目は訪問頻度を増やすなどすること、それから2つ目が未水洗化家屋台帳をデータ化して、それをもとに戦略的な普及業務にしていくこと、3つ目が接続率を指標に取り入れるということでございます。

こういうポイントを実際にも実現していきたいということで、では、方法としては具体的にどうするかということでございますが、今の普及員2名での体制での取組みとか、いろんな情報の管理の仕方、これも今後もこのまま続けていっても、なかなか成果としては上がってこないのではないかと反省しております。

そういった中で、平成29年度から33年度までの5年間、上下水道料金の包括委託業務、これを実施していく予定でいるんですが、その中に水洗化普及業務も含めて、民間事業者に委託して行っていくことを考えております。

このメリットとしましては、現在まで水洗化普及員2名の体制で実施しておりますが、委託によって従事者数の増加が図られまして、訪問頻度の増加等が見込めるのではないかと考えております。

2つ目が、現在は台帳の集計作業などがなかなか非効率になっております。そういうものを委託によりシステムによるデータ管理が可能となって、情報を多角的に整理・分析して、また、接続率を指標に取り入れることで、より効率的、効果的な業務を見込めるのではないかと2点を挙げております。

また、課題としましては、未接続の理由が下水道整備工事に起因しているような場合、なかなか委託事業者での対応では解決ができない。こういった場合は、市が対応することになってくるのかなとは思いますが、それが1つと、2つ目は、未接続者に関する情報は全て個人情報でありますので、個人情報保護法や本市の条例に基づく徹底した管理が必要である、これは当たり前のことですが、今現在、料金業務を包括的に委託している業務についてもこれと同じようなことが言えますので、徹底した管理に努めてまいりたいと思います。

具体的な進め方としまして、未水洗化家屋台帳をデータ化して、水洗化普及戦略を立案する。それに基づいて、水洗化普及業務従事者を増やして、訪問頻度を増やしてやっていく。あるいは料金業務と一括の包括委託業務の中で、徴収業務の中で情報を共有して、例えば水道の検針の業務ですが、水洗化普及業務に活用していく。4つ目としましては、下水道整備が完了する、面整備が完了する時期を見据えて、未接続者への新たな奨励制度、そういうのを検討していく必要があるのではないかとということで、この4つで進めていきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○茂庭竹生会長

ありがとうございます。水洗化状況と今後どうそれを解決していくかということについて説明がありました。

どうぞ。

○多田嘉之委員

今お聞きしました水洗化の普及というのは非常に大事なことだと思うんですよ。衛生面ですとか、それから環境面だとか、まして最近、自然災害だとか、いろんな問題がありますので、その中で生活していくうえで、非常に水洗化というのは大事だと思うんですが、この中で言いますと、水洗化できない理由の中で、経済的理由というのが一番大きなパーセントを占めていますね。これは大体、工事費が高いとか、あるいは資金不足だとか、その人たちの生活の内容に随分よってくるんだと思うんですが、こういう資金面だとか何かに対しては、例えばどんな形でもいいんですけど、どこが支援するかというのはあるんですが、そういう支援策みたいなものというのは考えておられるんですか。

○営業課長

今ある制度としては、供用開始から1年目に接続された方、2年目、3年目まで、金額は下がっていくのですが、奨励金を交付するという制度を今、採用

しております。

○営業課課長代理（料金営業担当）

それと、工事費を銀行から個人がお金を借りてやる場合に、それに対して、市から利息分を補填するというので、5年間の分割均等払いということで、それに対する利子補給をしております。その2つになります。

○多田嘉之委員

ああ、そうですか。例えば新築なんかの場合には、必然的に水洗化にしないとだめだとかいうのはないのですか。

○上下水道局長

供用開始をしているエリアは、水洗化をするというのが前提です。

○多田嘉之委員

前提ですか。

○上下水道局長

はい。

○多田嘉之委員

新築の場合には、じゃあ、それは必然的になるんですね。

○上下水道局長

ただ、今まで面整備をしているプロセスの中では、新規全部をいきなり供用開始したわけじゃありませんから、整備が終わって翌年、供用開始をしますの
で、今まで三十何年かけて面整備をしてきた間に、ちょうど都合よく前年度に
例えば下水道の整備が終わって、新築しようとしたときに供用開始されてい
ればスムーズにいくんですけども、まだ未整備ですと、平成12年に浄化槽法
が改正されまして、それ以降は合併処理浄化槽というのをつければ、公共下
水道がまだ普及していないところは、それで新築が可能という時期が平成12
年の法改正ですから、その後はそういう状況になっています。それ以前は単
独浄化槽をつけられてやったりしているケースが多くなっています。

○多田嘉之委員

難しいですね、なかなか。

○上下水道局長

やっとな平成27年度に、市街化区域と呼ばれている2,500ヘクタールぐ
らいですが、そのおおむねの面整備が完了しました。ですから、市街化区域は、
今年度以降、ほぼ供用開始できている部分が多いので、今後出てくる新築物件
は、そのほとんどが公共下水道に接続していただくと。建て替えもそうですし、
それから、建築の確認行為が伴うようなケースは公共下水道に接続してもら
うということですけど、ここに書いてある一番難しいところは、建物はそのまま

で、水回りだけ公共下水道にするために宅内の配管から何から全部やりかえていただくと、これがかなり負担感があるのではないか、手間もかかりますし、そういうところかなと思います。

○多田嘉之委員

やっぱり住民の方々に相当理解を求めなきゃだめでしょうから、それでいくと、パーセントが、この一番下に3, 140件のうち2, 222件が留守だったとか書いてあって、とてもこれじゃ先に進めませんね。これは先ほどもいろいろ変えていくと書いてありましたが、よほどその辺を強力に進めないとなかなかできないんじゃないですかね。

○茂庭竹生会長

ほかにございますか。

この中の7番目の理由で、水道使用量が多くて、下水道料金が高額になるから嫌だというケースがありますよね。これは一般家庭じゃないんでしょう、こういうケースは。何か水を使う商売をしているとかなんですか。

○営業課課長代理（料金営業担当）

やっぱり一般家庭の中でも、普段から水を多く使っているところがあるかと思うんですけど、そうしますと、水量に対して下水道使用料が掛かってきますので、両方合わせるとかなりの金額になるので、つなぎたくないという家庭もございます。

○茂庭竹生会長

何かこれは理由のための理由のような気がしてしょうがないんですが。

どうぞ。

○三枝薫副会長

本来、下水道への接続というのは、下水道法上のやらなければならないことになっているので、こういう課題があって、苦心しまうのは非常に残念なことだし、いろいろな対応をしても、伸びないというのは行政としてつらいところではあるんですけど、ほんとにこの接続率を上げるということは、実を言うと、神奈川県内というか、全国の下水道を管理運営している者にとっても共通の課題になっています。やはりこちらに、まさに皆さんがおっしゃられているとおりの理由ですけれども、いろいろと今回、財政計画を策定されていくうえで、この94.8というのは、総合計画でも目標としている。要は、他の計画とリンクをして、こういう基礎的な数値があまりぶれるというのはいかななものかというのがまず、計画論上では思います。

もう一つは、負担の公平性といいますかね、接続している人が全部を担い、じゃあ、当然接続してないから受益は受けてないんですけども、施設管理と

していかなものかという負担の公平性という面でも是非高めていただければ。

最終的には、先ほどこれからの方法という御説明がありましたけれども、どこの自治体もほんとに訪問回数を、足しげく、ローラー作戦が現時点では一番の方法だねというところしかいってないですけども、先ほど多田委員がおっしゃられたように、いろんな支援策も含めて、いろいろな意味で方策を検討されていっていただきたいなど。

そういう意味では、この94.8というのは、ある意味、努力目標数値として、正直ハードルは高いと思います、この数値。ただ、そのぐらいの目標に向けて、下水道施設管理者として、経営者として、是非お願いをしたいです。

そんなところで、是非今後の接続率アップという目標達成に向けて、他の自治体さんとも、こんなことをやったらこんな効果があったという情報を共有していただきながら、本当にしっかりと取り組んでいただきたいなどという意味で、94.8は是非掲げていきたいと思います。

○茂庭竹生会長

確認しておきますと、つないでない人は、当然、受益者負担金も払ってないんですよね。

○営業課課長代理（料金営業担当）

負担金については、お支払いいただいているところです。

○茂庭竹生会長

それは払っているわけですか。

○営業課課長代理（料金営業担当）

そうです。

○茂庭竹生会長

工事費が高いから嫌だと。

○営業課課長代理（料金営業担当）

公共汚水ますということで、宅地から1メートルぐらいのところに公共汚水ます、市がつけますけれども、そこまではついていて、実際の宅内の排水設備をそこへ接続していただく部分をやられていない状況で、負担金についてはお支払いいただいています。

○茂庭竹生会長

払っているわけですね。いや、秦野だと古い農家が多いので、敷地が広くて、負担金が高額になるから嫌だというケースがあるのかなと思って。

○営業課課長代理（料金営業担当）

それはいいですね。

○茂庭竹生会長

負担金の場合によっては100万円ぐらいになっちゃうケースがあるとお聞きしたので。そういうケースがないのであれば、これはどうにかできるかもしれませんね。工事費は100万円しませんから。

いかがですか。三枝副会長が御指摘のとおり、これは各都市の悩みですよ。90%が高いか低いかは私もよく存じ上げないですけども、どこもかしこも残っているところはほとんどが留守だったり、家屋が老朽化して、もううちは建て直すわけじゃないからいいよというケースが多いんですね。

94.8という目標値はかなり厳しいハードルかもしれませんが、目標は高い方に置いておいた方がいいと思いますので、よろしいかなと思います。

ほかに特に御意見がなければ、事務局の説明どおり、32年度の水洗化率を94.8という数値に置くと。これは当然、使用料計画にもはね返ってきますので、非常に重要だと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、水洗化率については、現状を含めて、事務局の説明どおり、この推計値としていきたいと思います。

続いて、次回以降の進め方について、事務局から御説明をお願いいたします。

○経営総務課長

これまで3回の審議会をさせていただきました。次は4回目ということで、皆様方に御都合のスケジュールをお伺いした中では、一応4回目を最終目標と置かせていただいております。

今日のお話、議論を進めていただきまして、ある程度おまとめいただいたところから、次回の審議会では、本日決定、おまとめいただきました方針に基づきまして、答申案の骨子について、事務局で案を作成させていただきました、その骨子について議論をしていただき、そして、附帯意見についてもそこで御議論をいただいた中でまとめていただきたいと考えております。

この審議会の中では、骨子案のところをおまとめいただいたところで、次回の4回目でもし終結ができれば、その次は、会長様と副会長様に御都合がいいところを、日にちを選定していただきまして、市長の都合と合わせて、市長に答申をしていただくということを考えております。次回は、答申案の骨子についての御審議をいただきたいと考えております。

○茂庭竹生会長

ありがとうございます。ということですので、今日、御審議いただきましたとおり、5%の改定案をベースにして、答申案の骨子を事務局に作成していただいて、次回、それについて御議論いただきたいと思います。

特に附帯意見、重要なのが、今日議題になりました接続率の向上ということ

が非常に大事になると思いますけれども、それを含めて、次回、御検討いただくということでよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、議事の3、その他について、事務局からお願いします。

○経営総務課課長代理（下水道財務担当）

次回の日程について、御案内をさせていただきます。前に日程調整をさせていただきましたとおり、9月21日の水曜日午後2時から、この場所で開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。開催通知につきましては、また改めて御送付をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○茂庭竹生会長

ありがとうございます。今回は台風の関係で1時間ほど開催時間をずらさせていただきましたけれども、次回は予定どおり2時からということで開催させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議事は以上となりますけれども、このほかに御意見、あるいは御質問がありましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特に御意見も御質問もないようですので、本日の議事はこれで終了いたしたいと思います。

それでは、事務局にお返しします。

○経営総務課長

会長、どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第3回秦野市下水道審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、また足元の悪い中、どうもありがとうございました。

なお、会議録につきましては、事務局で作成し、御送付をさせていただきますので、後日、会長様、それから笠原委員様に御署名をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時35分閉会

署名

署名